

## 2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全国銀行員組合連合会議
方針決定日	2020年2月8日
要求提出日	
回答指定期	

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
<b>&lt;総合労働条件改善基本方針&gt;</b> <input type="checkbox"/> <b>賃金改善</b> 実質的な生活水準の向上を目指し年間賃金の底上げを図る。 <input type="checkbox"/> <b>生活基盤の確立</b> 労働条件改善を図る上では、経営体質の強化が不可欠であるという観点から、チェック機能及びパートナーシップ機能を発揮し、より安定した生活基盤の確立に向けた取り組みを行う。 <input type="checkbox"/> <b>職場環境の維持・改善</b> 「企業発展の原動力は従業員にある」という考えのもと、更なる労働意欲の増進に繋がるよう職場環境の維持・改善に向けた取り組みを行う。 <input type="checkbox"/> <b>健康管理体制の充実</b> 従業員の充実した職場生活・家庭生活の実現には、心と身体の健康の保持増進が不可欠であり、総労働時間の短縮やメンタルヘルスへの対応等、総合的な健康管理に対する取り組みを行う。 <input type="checkbox"/> <b>人事・福利諸制度の充実</b> 魅力ある生涯生活の実現に向け、中・長期的な視点に立った納得性の高い人事・福利諸制度の構築を目指して総合的な見直し・整備を図る。	
<b>(2) 賃上げ要求</b>	
<b>■月例賃金</b> <input type="checkbox"/> 個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 <input type="checkbox"/> 「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 <input type="checkbox"/> 規模間格差の是正(中小賃上げ要求) <input type="checkbox"/> 雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<b>■生活基盤確立のため、賃金については以下の取り組みを行う。</b> (1)消費税率引き上げを含む消費者物価指数の動向を中心とした外的要因が従業員の生計費へ与える影響、税制及び日銀の金融緩和等の各種施策が母体行に与える影響、そして母体行の収益状況等の内的要因を十分考慮した上で、年間賃金の維持・底上げを目指す。 (2)各単組の実態に即し、定例賃金は維持またはベースアップや諸手当の拡充等による改善を目指し、一時金は昨年度実績以上を目指す。 2020賃金改善基準は2019年賃金改善基準実績(加盟単組単純平均)と同額とする。 加盟単組が昨年度実績以上を目指し、総合的な賃金改善を図るものとする。
<b>■男女間賃金格差の是正</b> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
<b>■初任給等の取り組み</b> ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	
<b>■一時金</b> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	月例賃金の項参照

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

<p>■長時間労働の是正</p>	<p>■総労働時間短縮に向け、労使にて時間外労働削減及び年次有休取得促進について協議・検討を行う。 &lt;改善基準(2020年4月～2021年3月)&gt; ・定時退行:定時退行者比率+4.0%(前年同月比) ・休暇取得:平均取得日数+0.3日(前年同期比) ■各調査項目は、年度(4～3月)を通した積極的な取り組みを行い、改善基準に則った推進・改善を図る。</p>
<p>■均等待遇(同一労働同一賃金)の実現</p>	<p>■全ての働く者にとって魅力ある労働環境の実現に向けた「働き方」について、協議・検討を行う。</p>
<p>■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など</p>	<p>■業務効率化に向け、有効な策について提言活動を行う。 ■労働意欲増進や人材育成に向け、納得性ある人事制度の設計並びに運用について協議・検討を行う。</p>

(4) ジェンダー平等・多様性の推進

<p>・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法</p>	<p>■ダイバーシティ推進に向け、環境の整備・支援体制づくり等の提言活動を行う。 ■両立支援に向け、仕事と育児・介護・治療を両立できる制度の充実と活用促進を図る。 ■ハラスメントについては、各母体行の防止策等を共有し根絶に向けた取り組みを行う。</p>
---	--

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

--

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

<p>■人間ドックについて 人間ドック(人間ドックに準ずる健康診断含む)については、被扶養者を含めた受診率の向上を図る。 &lt;改善基準(2020年4月～2021年3月)&gt; ・人間ドック:被扶養者を含めた受診率+1.0%(前年同月比) ■メンタルヘルスについて (1)メンタルヘルスチェックシートに掲げた具体的施策に基づき、主体的な取り組みを行う。 (2)ストレスチェックについては、各母体行の実施状況を共有し実効性を高める取り組みを行う。</p>
--